



2022年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社 福 田 組
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 荒 明 正 紀
(コード番号：1899 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 岩 崎 勝 彦
(TEL 025-266-9111)

**株式給付信託 (J-ESOP) への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2022年12月12日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 4,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 4,836 円
(4) 処 分 価 額 総 額	19,344,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2015年11月27日開催の取締役会決議に基づき、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP 信託」といいます。)を導入しております (J-ESOP 制度の概要につきましては、2015年11月27日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」をご参照下さい)。

今般、当社は、J-ESOP 制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を J-ESOP 信託が取得するため、J-ESOP 信託に対する金銭の追加拠出 (以下、「追加信託」といいます。)を行うこと、および J-ESOP 制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行 (J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること (本自己株式処分) を決定いたしました。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間のうち2022年12月末日で終了する事業年度中に当社の従業員に付与すると見込まれるポイントに相当する株式数の一部であり、2022年6月30日現在の発行済株式総数 8,988,111 株に対し 0.04% (2022年6月30日現在の総議決権個数 85,840 個に対する割合 0.05% (いずれも小数点第3位を四捨五入)) となります。

※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日	2022年12月12日(予定)
追加信託金額	19,344,000円(予定)
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	4,000株
株式の取得日	2022年12月12日(予定)
株式取得方法	当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注) J-ESOP 信託は、追加信託金額(19,344,000円)を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間(2022年8月22日から2022年11月21日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である4,836円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、2015年11月27日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に基づき、J-ESOP制度の導入時に設定された信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分した際の処分条件と平仄を合わせることが妥当であると判断したためでもあります。

なお、処分価額4,836円については、取締役会決議日の直前営業日の終値4,765円に対して101.49%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヶ月間の終値平均4,764円(円未満切捨)に対して101.51%を乗じた額であり、あるいは同直近6ヶ月間の終値平均4,772円(円未満切捨)に対して101.34%を乗じた額となっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)から、当該処分価額の算定根拠には導入時に設定された処分条件と平仄を合わせることが合理的であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、有利発行には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上